

公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

令和5年1月6日

支出負担行為担当官

鹿児島地方法務局長 豊 田 英 一

1 公募に付する事項

- (1) 契 約 名 登記所備付地図作成作業用現地事務所賃貸借契約
- (2) 契 約 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (3) 事務所の仕様 後記3による。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 仲介人として公募に参加する場合は、国土交通大臣又は鹿児島県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与

するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び前記(4)から前記(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (9) 募集要領の交付を受けた者であること。

3 事務所の仕様

登記所備付地図作成作業用現地事務所については、次の要件を満たすことが必要である。

- (1) 開設場所
業務場所である鹿児島市宇宿三丁目又はその隣接地区であること。
- (2) 契約期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの賃貸が可能であること。
- (3) 事務所面積
事務所として使用可能な床面積が80平方メートル程度であること。
- (4) 賃貸条件
 - ア 賃料は、予定価格の制限の範囲内であるものに限る。
 - イ 敷金、礼金及び保証金が不要であること。
 - ウ 事務所として直ちに入居できる状態にあること。
 - エ 電話回線、電気設備、水道施設及びトイレを完備していること。
 - オ 2台分の駐車場があること（事務所敷地内に確保することができない場合には、近隣に確保することでも可とする。）。
- (5) 警備
夜間、休日等の管理に万全を期すため、機械警備による設備が設置されている又は機械警備による設備の設置が可能であること。
- (6) その他
登記所備付地図作成作業用現地事務所としての使用に支障を来す、又は支障を来すおそれのある事情が存在しないこと。

4 募集要領の交付場所等

- (1) 交付場所及び問合せ先

〒 8 9 0 - 8 5 1 8

鹿児島市鳴池新町 1 番 2 号

鹿児島地方法務局会計課（担当 川畑）

電話 099-259-0604 F A X 099-259-0686

(2) 交付期間

公告の日から令和 5 年 1 月 2 0 日（金）午後 5 時 1 5 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 応募申込み

公募に参加する者は、募集要領に定める書類を添付の上、公募参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和 5 年 1 月 2 3 日（月）午後 5 時 1 5 分（必着）

(2) 提出方法

持参、書留郵便又はレターパックプラスにより、前記 4 (1) の場所に提出すること。

6 契約書作成の要否

要。ただし、契約締結に当たっては、支出負担行為担当官が定めた書式による契約書を作成する。

7 その他

詳細は、募集要領による。

以上